また、本体事業の事業計画は、平成8年10月30日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、行橋市長を会長とする筑豊横断道路建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福岡県行橋市役所及び同県京都郡苅田町役場

○環境省告示第十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十三条第三項の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について立入りに際し環境大臣の認定が必要な期間を定める件（平成二十二年十月環境省告示第五十九号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月九日

環境大臣　細野　豪志

本文中「五月十日」を「四月十五日」に改める。

○環境省告示第十八号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第一号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月九日

環境大臣　細野　豪志

第一号中「利用調整を開始する日から」の下に「五月九日まで及び八月一日から利用調整を終了する日まで」を加え、「とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については三千人とし、毎年五月十日から」を加え、「とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については三千人」を削る。

第二号中「利用調整を開始する日」を「五月十日」に改める。

第三号中「毎年」の下に「利用調整を開始する日から五月九日まで及び」を加える。

○環境省告示第十九号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第四号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月九日

環境大臣　細野　豪志

第九号中「毎年」の下に「利用調整を開始する日から五月九日まで及び」を加える。

○環境省告示第二十号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第五号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月九日

環境大臣　細野　豪志

本文中「利用調整を開始する日」を「五月十日」に改める。

○環境省告示第二十一号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第三条の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十四号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月九日

環境大臣　細野　豪志

第一号中「利用調整を開始する日から」の下に「五月九日まで及び八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とし、毎年五月十日から」を加え、「とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円」を削る。

第三号中「利用調整を開始する日から」の下に「五月九日まで及び八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とし、毎年五月十日から」を加え、「とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円」を削る。

第四号中「利用調整を開始する日から」の下に「五月九日まで及び八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とし、毎年五月十日から」を加え、「とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円」を削る。

○防衛省告示第五十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年三月九日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年三月二十一日から同月二十三日まで（予備、同月二十四日）の間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十一隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年三月九日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年三月二十一日から同月二十三日まで（予備、同月二十四日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒